

幕 住 防 環 第 151号
令 和 4 年 10月 21日

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 帯 広 市 西 24条 北 2 丁 目 5 番 地 37

氏 名 株 式 会 社 北 洋 清 掃 社

代 表 取 締 役 水 木 直 人

令和4年9月1日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

幕別町長 飯田 晴義



記

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	・事業系一般廃棄物 ・一般家庭から排出される引越し、遺品整理に伴う一時大量排出ごみ
営業所の所在地及び名称		幕別町札内西町44番地16 株式会社 北洋清掃社 幕別営業所
許可期間		令和4年10月16日から 令和6年10月15日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		幕別町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合くりりんセンター
	その他	① 廃棄物が飛散・流出しないようにすること ② 関係法令を遵守すること ③ 収集車に番号を表示すること